



# 島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根海区における区画漁業の免許の内容等の事前決定

（水 産 課） 2

**告 示****島根県告示第249号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、島根海区に係る海面における区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

## ◎公示番号 区第28号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第389号及び基点第390号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第389号 出雲市大社町鷺浦立山北端に設置した標柱

基点第390号 出雲市大社町鷺浦モチグラ鼻に設置した標柱

## (2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

## ◎公示番号 区第29号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

## (イ) 漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

## (ウ) 漁場の区域

次の基点第391号、基点第392号及び基点第393号を順次に結んだ線、基点第394号及び基点第395号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第391号 出雲市大社町鷺浦深袋の大ビラに設置した標柱

基点第392号 出雲市大社町鷺浦コエドリ東端に設置した標柱

基点第393号 出雲市大社町鷺浦西黒島北端に設置した標柱

基点第394号 出雲市大社町鷺浦西黒島南端に設置した標柱

基点第395号 出雲市大社町鷺浦三味セン鼻に設置した標柱

## (2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

## ◎公示番号 区第208号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひおうぎがい、いわがき、あわび養殖業	1月1日から12月31日まで

## (イ) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

## (ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第379号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

点甲 基点第379号から202度50メートルの点

点乙 基点第379号から202度250メートルの点

ア 点甲から292度50メートルの点

イ 点乙から292度50メートルの点

ウ イから292度400メートルの点

エ アから292度400メートルの点

## (2) 地元地区

松江市島根町野井

## 2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成22年8月1日

(2) 申請期間 平成22年4月1日から同年6月30日まで

(付記)

## 1 漁業権の存続期間

平成22年8月1日から平成25年8月31日まで

## 2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

## 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。